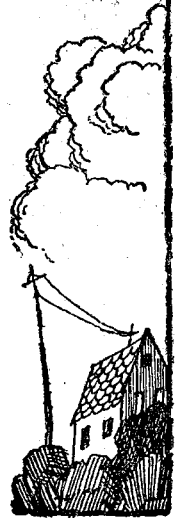




内務省特報



○内務省の機構改革に伴ひ内務省官制中左の通改正し昭和十六年九月五日より施行せられた。

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

●勅令第八百四十三號

内務省官制中左ノ通改正ス

第一條中「土木」ノ下ニ「地方計畫」ヲ加フ

第四條中「土木局」ヲ「國土局」ニ、「計畫局」ヲ「防空局」ニ改

第七條中「土木局」ヲ「國土局」ニ改メ同條第一號ヲ第二號トシ

以下順次繰下ゲ同條ニ第一號トシテ左ノ一號ヲ加フ

一 地方計畫及都市計畫ニ關スル事項

第九條 防空局ニ於テハ防空ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條中「專任内務理事官七人」ヲ「專任内務理事官八人」ニ改

第十二條第一項中「内一人」ヲ「内二人」ニ改ム

附 則

附 則

明治三十一年十月二十勅令第二百五十九號内務省官制抄録

第一條 内務大臣ハ地方行政、議員選舉、警察、土木、都市計

畫、防空、地理、出版、著作權及拓殖ニ關スル事務ヲ管理シ

警視總監、北海道廳長官及府縣知事ヲ監督ス

第四條 内務省ニ左ノ四局ヲ置ク

（左記略ス）

第七條 土木局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

（左記略ス）

第九條 計畫局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 都市計畫ニ關スル事項

二 防空ニ關スル事項

第十二條第一項

内務省ニ專任技師二十五人ヲ置ク内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ

得

●勅令第八百四十四號

内務部内臨時職員等設置制中左ノ通改正ス

第二條中「土木局」ヲ「國土局」ニ改ム

第三條及第三條ノ三中「計畫局」ヲ「國土局」ニ改ム

第四條ノ二 防空ニ關スル事務ニ從事セシムル爲内務省ニ左ノ職員ヲ置キ防空局ニ屬セシム

内務書記官 專任一人

内務事務官 專任四人

技師 專任五人

屬
〔技手〕 專任二十六人

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正九年九月十日公布勅令第三百六十九號内務部内臨時職員等設置制抄録

置制抄録

第三條 都市計畫ニ關スル事務ニ從事セシムル爲内務省ニ左ノ職員ヲ置キ計畫局ニ屬セシム

職員ヲ置キ計畫局ニ屬セシム

〔左記略ス〕

第三條ノ三 地方計畫ニ關スル事務ニ從事セシムル爲内務省ニ

内務省特報

左ノ職員ヲ置キ計畫局ニ屬セシム

〔左記略ス〕

◎官制改正に伴ひ分課規程中左の通改正せられた。

●内務省分課規程中改正 今六日内務省分課規程中左ノ通改正ス

地方局ノ部中行政課ノ項第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一廢置分合境界變更其ノ他道府縣市町村公共組合ノ行政ノ監督ニ關スル事項

同部中財政課ノ項第一號ノ次ニ「一地方債、使用料、手数料其ノ他道府縣市町村公共組合ノ財政ノ監督ニ關スル事項」ヲ、第四號ノ次ニ「一罹災救助基金ノ運用ニ關スル事項」ヲ加ヘ監督課ノ項ヲ削ル

同部中稅務課ノ項第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一地方稅ノ監督ニ關スル事項

警保局ノ部中警務課ノ項ニ「一犯罪防止ニ關スル事項」ヲ加ヘ防犯課ノ項ヲ削ル

同部中警務課ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

警備課

一警備ニ關スル事項

土木局及計畫局ノ部ヲ削リ警保局ノ部ノ次ニ左ノ二部ヲ加フ

一警備ニ關スル事項

警備課

一警備ニ關スル事項

土木局及計畫局ノ部ヲ削リ警保局ノ部ノ次ニ左ノ二部ヲ加フ

國土局

總務課

- 一 土木事業一般ノ企畫調整ニ關スル事項
- 一 豫算及資材ニ關スル事項
- 一 土木會議ニ關スル事項
- 一 土地收用ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル事項

計畫課

- 一 地方計畫ニ關スル事項
- 一 都市計畫ニ關スル事項
- 一 地方計畫及都市計畫上技術ニ關スル事項
- 一 國土計畫策定上必要ナル調査連絡ニ關スル事項

河川課

- 一 河川ニ關スル事項
- 一 砂防ニ關スル事項
- 一 水利ニ關スル事項
- 一 湖沼ノ埋築干拓及使用ニ關スル事項
- 一 災害土木工事ニ關スル事項
- 一 河水統制ニ關スル事項
- 一 水力工事ニ關スル事項

- 一 前各號關係工事ニ關スル事項
- 一 本省直轄河川砂防工事用船舶及重要機械器具ノ運用ニ關スル事項

道路課

- 一 道路ニ關スル事項
- 一 軌道ニ關スル事項
- 一 上水道下水道ニ關スル事項
- 一 前各號關係工事ニ關スル事項
- 一 自動車道事業及自動車運輸事業ニ關スル事項
- 一 本省直轄道路工事用船舶及重要機械器具ノ運用ニ關スル事項

港灣課

- 一 港灣ニ關スル事項
- 一 運河ニ關スル事項(主トシテ河川ニ關スルモノヲ除ク)
- 一 海面ノ埋築干拓及使用ニ關スル事項
- 一 前各號關係工事ニ關スル事項
- 一 本省直轄港灣工事用船舶及重要機械器具ノ運用ニ關スル事項

防空局

企畫課

- 一 防空ニ關スル企畫及調査ニ關スル事項
- 一 防空計畫ノ設定ニ關スル事項

一 防空委員會ニ關スル事項

一 他課ノ主管ニ屬セザル事項

業務課

一 防空ノ實施ニ關スル事項

一 防空訓練ニ關スル事項

一 防空思想ノ普及ニ關スル事項

整備課

一 防空ニ關スル設備資材 整備ニ關スル事項

施設課

一 建築ニ關スル防空上ノ施設等ニ關スル事項

● 内務省告示第五百三十九號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ

爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十六年九月十九日

内務大臣 田邊 治 通

路線名 區 間 工事終了ノ期日

四 號 埼玉縣南埼玉郡浦生村地内

昭和十六年九月十九日

× ————— ×

× ————— ×

吉田松陰の言

『余のいはく、學は、人のなるの所以を學ぶなり。懇係くるに村名を以てす。誠に一邑の人をして入りては孝悌出でては忠信ならしめば、村名係けて辱めず、もし、或は然ること能はずば、亦一邑の辱とならずや』

×

『抑々人の最も重んずるところは、君臣の義なり、國の最も大とするところは華夷の辨なり。今天下は如何なる時ぞ。君臣の義講ぜざること、六百餘年なるに近時に至り、華夷の辨をも合せて又之を失へり。しかれども、天下の人方且安然として計を得たりとす。神州の地に生れ皇室の恩を蒙りながら、内は君臣の義を失ひ、外は華夷の辨を遺れなば學の學たる所以と、人の人たる所以と、それ、安くにあるや。』